

一般社団法人 日本東洋医学会 専門医制度基本規程

2025年9月14日一部改定

[第1章 総 則]

(目的)

第1条 一般社団法人日本東洋医学会（以下「本会」という）は、漢方医学を専門とする優れた医師を育成し、漢方医学による医療の向上を図り、人々の健康に寄与することを目的に、本会専門医制度を設ける。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために、専門医の認定と卒後及び生涯研修に必要な事業を行う。

(名称)

第3条 本規則で定める専門医の名称は、漢方専門医（以下「専門医」という）と称し、英文では、Fellow of the Japan Society for Oriental Medicine（略称：FJSOM）と表記する。

(医師像)

第4条 本会認定の専門医は、西洋医学と共に漢方医学を十分に修得し、両医学の研鑽を重ねて人々の健康に寄与する。

[第2章 専門医制度委員会]

(専門医制度委員会)

第5条 本会は、定款及び委員会に関する細則に基づき、本制度の運営のために専門医制度委員会（以下「本委員会」という）を設置する。

(小委員会)

第6条 本委員会は、業務遂行のために総務、研修、認定の各小委員会を置く。

(地区委員会)

第7条 本委員会は、第2条に定める事業の推進のために、各支部に地区委員会を設置する。

2. 地区委員会は、地区委員長1人、地区副委員長2人以内、各都府県及び北海道4地区（以下「都道府県」という）の地区委員各1人で構成する。
3. 地区委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、地区委員長が指名した会員をその地区委員会にオブザーバーとして出席させることができる。

(地区委員長、地区副委員長及び地区委員)

第8条 地区委員長は、支部代表理事が所属支部の専門医資格を有する代議員の中から1人を選任し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

2. 地区委員長は、本委員会の委員となり、その地区の地区委員会を統括する。
3. 地区副委員長は、地区委員長が所属支部の専門医資格を有する会員の中から選任し、支部役員会の議決を経て支部代表理事が委嘱する。
4. 地区副委員長は、地区委員長が本委員会に出席できない場合にその代理として出席し、議決権を行使できる。
5. 地区委員は、所属都道府県の医師の資格を有する代議員の互選により選任し、都道府県部会長が委嘱する。ただし、医師の資格を有する代議員がいない都道府県については、所属都道府県の医師の資格を有する正会員の中から都道府県部会長

が選任し、委嘱する。

6. 地区委員長、地区副委員長及び地区委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
7. 補欠又は増員により選任された地区委員長、地区副委員長及び地区委員の任期は、先任者又は現任者の残任期間とする。

[第3章 専門医資格の取得]

(専門医試験の受験資格)

第9条 専門医試験の受験申請をする者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 我が国の医師免許を有し、医籍登録後6年以上経過した者
- (2) 3年以上継続して本会正会員である者
- (3) 次条に定める漢方医学の臨床研修を3年以上行った者
- (4) 日本専門医機構が認定する基本領域の専門医をもつ学会の専門医又は認定医の資格を有する者
- (5) 別に定める更新及び受験申請の為の配点表に従い、申請年度の前5年度又は正会員入会年度のいずれか遅い年度の始めから起算して受験に必要な単位数を取得した者

(臨床研修)

第10条 専門医試験の受験資格としての臨床研修は、日本専門医機構が認定する基本領域の専門医をもつ学会の専門医又は認定医に認定され、かつ、次項に定める登録を行った後、第26条に定める指定研修施設で第31条に定める指導医により、第38条に定める研修コアカリキュラム及び第39条に定める研修マニュアルに沿って実施された臨床の研修とする。

2. 臨床研修を開始する者は、本会に専攻医の登録をしなければならない。

(専門医試験の受験申請手続き)

第11条 専門医試験の受験申請者は、本委員会が告示で定める期間までに、告示で定める必要書類に審査料を添えて、本委員会に提出しなければならない。

2. 審査料は、15,000円とする。

(専門医試験委員会)

第12条 本委員会は、専門医試験の運営のために専門医試験委員会を置く。

2. 専門医試験委員会は、本委員会を担当する理事、委員長、副委員長及び認定小委員会委員で構成する。

(専門医試験の合否判定)

第13条 第11条に定める手続きを完了した者について、専門医試験委員会が同条第1項各号で掲げる書類並びに筆記試験及び口頭試問の結果を基に合否を判定し、その判定の結果について理事会の承認を得た上で本会が認定する。

2. 専門医試験は、年1回実施する。

(専門医資格の登録手続き)

第14条 専門医試験合格者は、合格した年度内に登録申請書に登録料を添えて、専門医の登録を本会に申請しなければならない。

2. 登録料は、50,000円とする。

(専門医資格の登録及び認定証の交付)

第15条 本委員会は、前条に定める申請をした者を専門医登録原簿に登録する。

2. 本会は、前項に定める専門医登録原簿に登録された者に専門医認定証を交付する。

[第4章 専門医資格の更新]

(専門医資格の認定期間)

- 第16条 専門医の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(専門医資格の更新要件)

- 第17条 別に定める更新及び受験申請の為の配点表に従い、認定期間内に更新に必要な点数を取得しなければならない。

(専門医資格の更新申請手続き)

- 第18条 専門医資格の更新申請をする者は、本委員会が告示で定める期間までに資格更新申請書に添えて次の各号に掲げる書類を提出するとともに、更新審査料を納付しなければならない。

- (1) 連続して2回以上の更新を経していない者にあつては、漢方医学的治療が有効であった50症例の症例一覧及びそのうち10症例の臨床報告
- (2) 連続して2回以上の更新を経た者にあつては、漢方医学的治療が有効であった30症例の症例一覧

2. 更新審査料は、5,000円とする。

(専門医資格の更新審査)

- 第19条 更新の審査は、前条第1項各号で掲げる書類の評価を基に本委員会が行う。

(専門医資格の更新登録手続き)

- 第20条 更新審査合格者は、更新登録申請書に登録料を添えて専門医の登録を本会に申請しなければならない。

2. 更新登録料は、30,000円とする。

(専門医資格の更新登録及び認定証の交付)

- 第21条 本委員会は、前条に定める申請をした者を専門医登録原簿に登録する。

2. 本会は、前項に定める専門医登録原簿に登録された者に専門医認定証を交付する。

(専門医資格の更新手続きの保留)

- 第22条 第16条の規定にかかわらず、更新時に更新要件を満たさない場合又は更新申請手続きができない場合には、1年に限り更新手続きを保留することができる。ただし、この場合の更新後の専門医認定期間は4年とする。

2. 更新手続きの保留の申請をする者は、専門医資格更新保留申請書にその事由を記載して本委員会に提出する。

(専門医資格の認定期間の延長)

- 第23条 第16条の規定にかかわらず、認定期間中に次の各号のいずれかの事由に該当し、本委員会がその事由を妥当であると認めた場合には、その事由に相応する一年間を単位とした将来の合理的な期間を定め、認定期間を延長することができる。ただし、延長期間中の専門医資格は、その事由が解消するまで停止する。

- (1) 長期療養
- (2) 留学・海外勤務
- (3) 産前産後休業・育児休業
- (4) 天災その他やむを得ない事情

2. 専門医資格の認定期間の延長の申請をする者は、その事由を記載した専門医資格認定期間延長申請書及びその事由を証する書面を添えて本委員会に提出する。
3. 専門医資格の認定期間の延長が認められた専門医は、第1項に定める事由を欠くに至ったときは、延長期間内であっても、本委員会に対して速やかにその延長を解除するための届出をするものとする。

〔第5章 専門医資格の喪失〕

（専門医資格の喪失）

第24条 専門医は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失し、専門医認定証を本会へ返還しなければならない。

- (1) 医師の資格を失った場合
- (2) 本会会員の資格を失った場合
- (3) 専門医の資格を辞退した場合
- (4) 会員の懲戒に関する規程で定める専門医資格の取消処分を受けた場合

2. 本委員会は、前項の規定により専門医の資格を喪失した者について、登録原簿に資格喪失事由を記載の上、登録を抹消する。

（専門医資格についての不服処理）

第25条 認定及び更新等の審査に関して異議がある者は、本会に再審査を請求することができる。

2. 本会は、理事会の決議により不服処理のための裁定委員会を設置することができる。
3. 異議についての理事会判断（裁定委員会を設置した場合はその裁定）は、本会の最終判断とする。

〔第6章 指定研修施設〕

（指定研修施設）

第26条 指定研修施設は、漢方医学による診療を行っている医療機関であり、第31条に定める指導医を1人以上有し、かつ、第28条第2項に基づく認定を受けた施設とする。

2. 指定研修施設は、教育病院と教育関連施設で構成する。
3. 教育病院は、第31条で定める指導医を2人以上有する大学附属病院、総合病院又はそれに準ずる医療機関とする。
4. 教育関連施設は、第31条に定める指導医を1人以上有し、教育病院と連携できる医療機関とする。
5. 指定研修施設は、責任指導医1人を置かなければならない。

（指定研修施設の任務）

第27条 指定研修施設は、第40条に定める指導マニュアルに沿って、第38条に定める研修コアカリキュラムを満たすべく研修目的、方法を具体的に定め、責任指導医のもとに専攻医の臨床研修を指導する施設とする。

2. 指定研修施設は、臨床研修が終了した専攻医の研修達成度を記載した研修コアカリキュラム評価表及び臨床研修証明書を発行する。

（指定研修施設の申請及び指定）

第28条 指定研修施設の指定を申請する医療機関は、次の書類を本委員会に提出する。

- (1) 指定研修施設登録申請書
- (2) 当該施設において指導医の申請をする者の指導医登録申請書
- (3) 施設の概要

2. 前項による申請のあった施設について、本委員会の審査を経て、理事会が承認し、本会が研修施設指定証を交付する。

(指定研修施設の指定期間及び更新)

第29条 指定研修施設の指定期間は、5年を限度とする。

2. 前項の指定期間は、次項に定める更新手続きにより更新することができる。
3. 指定期間の更新を申請する医療機関は、指定研修施設登録更新申請書を本委員会に提出する。
4. 前項による申請のあった施設について、本委員会の審査を経て、理事会が承認し、本会が研修施設指定証を交付する。

(指定研修施設の指定の終了、停止及び取消し)

第30条 指定研修施設は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定が終了する。

- (1) 指導医が在籍しなくなった場合
- (2) 指定を辞退した場合
2. 本会は、指定研修施設が次の各号のいずれかに該当する場合には、本委員会の審議を経て、理事会の決議によりその指定を相当な期間を定めて停止し、又は取り消すことができる。
 - (1) 申請に際し、虚偽の記載等の不正行為があった場合
 - (2) 指定研修施設としてふさわしくない行為があった場合
3. 指定研修施設は、第1項各号のいずれかに該当する場合には、指定研修施設登録削除届出書を本委員会に提出しなければならない。
4. 本会は、第2項による処分を行おうとするときは、当該指定研修施設の責任者若しくは責任指導医又はその代理人に対し、あらかじめ、その理由を通知して、弁明の機会を与えなければならない。
5. 指定研修施設は、第1項による指定の終了又は第2項による指定の停止若しくは取消しの場合には、研修施設指定証を本会へ返還しなければならない。

[第7章 指導医]

(指導医)

第31条 指導医は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、第33条第2項に基づく認定を受けた者とする。

- (1) 指定研修施設に在籍している者。
 - (2) 前号の指定研修施設で漢方医学の臨床研修を担当できる者。
 - (3) 1回以上更新をした専門医資格を有する者。
 - (4) 本会の学会誌に掲載された論文又は掲載に向けて受理された論文が3篇以上ある者。ただし、1篇又は2篇の者は、次に掲げる漢方に関する業績で、かつ、本委員会が認めたものをもってその不足する論文に代えることができる。
 - イ 査読のある学術誌に掲載された論文
 - ロ 著書出版
 - ハ 講演
 - ニ 学生への講義
 - ホ その他
 - (5) 学術総会又は支部総会で3回以上発表している者。
 - (6) 学術総会又は支部総会に5回以上出席している者。
2. 前項の規定にかかわらず、本委員会が特に認めた者も指導医の資格を有する。

(指導医の任務)

第32条 指導医は、指定研修施設において、専攻医の臨床研修を指導する。

2. 指導医は、本委員会に対して、年1回指導報告書を提出しなければならない。
3. 指導医は、委嘱期間中、本委員会が行う指導医講習会を受講しなければならない。

（指導医の申請及び認定）

第33条 指導医の申請をする者は、指導医登録申請書を本委員会に提出する。

2. 前項による申請のあった者について、本委員会の審査を経て、理事会が承認し、本会が指導医委嘱状を交付する。

（指導医の委嘱期間及び更新）

第34条 指導医の委嘱期間は、5年を限度とする。

2. 前項の委嘱期間は、次項に定める更新手続きにより更新することができる。
3. 委嘱期間の更新を申請する指導医は、指導医登録更新申請書を本委員会に提出する。
4. 前項による申請のあった指導医について、本委員会の審査を経て、理事会が承認し、本会が指導医委嘱状を交付する。

（指導医の委嘱の終了）

第35条 指導医は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委嘱が終了し、指導医委嘱状を本会へ返還しなければならない。

- (1) 在籍する指定研修施設が指定を取り消された場合
 - (2) 委嘱を辞退した場合
 - (3) 異動又は退職により指定研修施設に在籍しなくなった場合
 - (4) 会員の懲戒に関する規程で定める指導医資格の取消処分を受けた場合
2. 指導医は、前項第1号から第3号のいずれかに該当する場合には、指導医登録削除届出書を本委員会に提出しなければならない。

〔第8章 医療倫理・医療安全教育及び生涯研修〕

（医療倫理・医療安全教育）

第36条 専攻医、専門医及び指導医は、本会又は本委員会が実施する医療倫理、医療安全等の講習を受講しなければならない。

（生涯研修）

第37条 本制度における生涯研修事業は、本会又は本委員会の主催する学術集会、学術教育事業等を通じて行う。

〔第9章 教育マニュアル〕

（研修コアカリキュラム）

第38条 本委員会は、専門医を育成するための研修コアカリキュラムを別に定める。

（研修マニュアル）

第39条 本委員会は、専攻医のための研修マニュアル又はそれに準ずるものを別に定める。

（指導マニュアル）

第40条 本委員会は、専門医を育成するための指導マニュアル又はそれに準ずるものを別に定める。

〔第10章 雑則〕

（審査料・登録料の返還）

第41条 第11条及び第18条に定める審査料並びに第14条及び第20条に定める登録料の返還は、請求することができない。

（規程の改廃）

第42条 本規程は、理事会の承認を得て変更することができる。

附則

（施行期日）

- 1．この規程は、2019年2月24日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1．この規程は、2023年5月15日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1．この規程は、2025年9月15日から施行する。